

日出町外部行政評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日出町行政評価実施規程(令和元年訓令第3号)第9条第2項の規定により、日出町外部行政評価委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町の行政評価の結果を検証し、その結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、7人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が選任する。

- (1) 行政評価に関して高度な専門的知識経験を有する者
- (2) 日出町行財政改革審議会の委員
- (3) 町民

(委員)

第4条 委員の任期は、選任の日からその年度の行政評価の結果を町長に報告するまでの期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 町長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞職の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行ができなくなったとき。
- (3) その他町長が委員としての適格性を欠くと認めるとき。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから町長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、委員会において必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(報償費)

第8条 委員に対する報償費は、予算の範囲内で町長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策推進課において行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。